富里市地区計画等の案の作成手続に関する条例

(平成3年12月24日条例第30号)

改正 平成28年3月17日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第16条第2項及び第3項の規定により、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法並びに地区計画等に関する都市計画の決定等の申出の方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地区計画等」とは、法第12条の4第1項各号に 掲げる計画をいう。

(地区計画等の原案の提示方法)

- 第3条 市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらか じめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の 日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。
 - 山 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
 - 地区計画等の原案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
- 2 前項の公告は, 富里市公告式条例(昭和29年条例第3号)に規定すると ころによる。

(説明会の開催等)

第4条 市長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明 会の開催、広報紙への掲載等の措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第5条 法第16条第2項に規定する者は,第3条第1項の規定により縦覧に 供された地区計画等の原案について意見を提出する場合においては,縦覧期 間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに,意見書を市長に 提出しなければならない。

(地区計画等に関する都市計画の決定等の申出の方法)

第6条 法第16条第3項の規定による住民又は利害関係人は、地区計画等に 関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案について申出をし ようとするときは、当該申出が次の各号のいずれにも該当するものとし、申 出書を市長に提出しなければならない。

- ⇒該申出に係る地区計画等の対象となる土地の区域が0.5へクタール以上の一団の土地であること。
- ② 当該申出の内容が法第13条その他法令の規定による都市計画に関する 基準に適合するものであること。
- 当該申出の内容について、当該申出に係る地区計画等の対象となる土地 (国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。)の区域内の土地について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(以下「借地権」という。)を有する者の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得ていること。
- 2 前項の申出書は、当該申出に係る地区計画等の対象となる土地の全部又は 一部を含む地区計画等の原案が別途作成されている場合にあっては、当該申 出の時期がその原案に係る第3条の公告の日から法第20条第1項(法第2 1条第2項において準用する場合を含む。)に規定する告示の日までは、提 出することができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日条例第19号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。